

【競争入札参加資格審査申請書にかかる個人情報の利用目的等について】

上北山村長が、村競争入札の参加資格等に関する要綱第3条第2項の規定に基づき提出される競争入札参加資格審査申請書（同要綱同条第1項各号に該当しないことを証明するための添付書類、同要綱第5条の規定に基づく変更等の届出書を含む。以下「入札参加資格申請書等」という。）により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

なお、入札参加資格申請書等の内容を確認するために提出していただく入札参加資格申請書等以外の資料により取得する個人情報については、入札参加資格申請の審査事務のみに利用し、他の目的で利用又は提供することはありません。

1. 入札参加資格申請の審査事務
2. 入札参加資格を得た者に対する指導監督等の事務
3. 入札参加資格業者名簿の公表
4. 上北山村暴力団排除条例（平成24年3月13日条例第6号）に規定する暴力団、暴力団員等を村の入札・契約事務等から排除する措置を講ずるため必要に応じて行う、奈良県警察本部への提供又は照会等
5. 上北山村個人情報保護条例（平成17年3月14日条例第7号）第11条第2項第1号から第6号の規定による次の利用又は提供
 - ① 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - ② 実施機関が法令等の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
 - ③ 出版、報道等により公にされているとき。
 - ④ 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - ⑤ 他の実施機関、国等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令等の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該公人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
 - ⑥ 前各号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。